

いちき串木野市商工業者店舗リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内商工業の育成及び振興に寄与するとともに、地域経済の活性化に資するため、市内小規模事業者が市内業者を利用して行う店舗のリフォームに対し、市長が予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。
- (2) 市内業者 市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人業者をいう。
- (3) リフォーム 店舗の増築、一部改築、修繕、模様替え等をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で既に1年以上販売等を行っている小規模事業者
- (2) リフォームを行う店舗の所有者又は使用者
- (3) いちき串木野商工会議所又は市来商工会（以下「商工会議所等」という。）の推薦を受けた者
- (4) 商工会議所等会員又は商工会議所等に加入申込書を提出した者で、補助金の交付決定時に会員として承認される見込みのある者
- (5) リフォームを行う店舗でいちき串木野市空き店舗等活用促進事業補助

金の交付を受けていない者

(6) 市税の滞納がない者

(補助対象業種)

第4条 補助金の対象となる業種は、次の各号のいずれかとする。ただし、公序良俗に反するものを除く。

(1) 卸売業

(2) 小売業

(3) 飲食業

(4) 理容・美容業

(5) 教育・学習支援事業

(6) 保険業

(7) 医療・福祉事業

(8) その他市長が特に必要と認める業種

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、別表に掲げる工事で、市内に存する店舗（併用住宅は店舗の用に供する部分に限る。）リフォームとし、市内業者が施工する工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事は、補助対象工事としない。

(1) 造園、門扉、塀及び外構の工事

(2) 浄化槽設備の工事

(3) 解体工事

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める工事

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、店舗リフォームに要する経費の総額（ただし、その総額が20万円以上である場合に限る。）とする。ただし、国、県、公共的団体等から補助を受けるときは、

当該補助金の額を補助対象経費から控除するものとする。

- 2 前項に規定する店舗リフォームに要する経費の補助金額は、補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、20万円を上限とし、1回限り（1小規模事業者について1店舗に限る。）とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いちき串木野市商工業者店舗リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 店舗リフォームの見積書（工事内容が分かるもの）の写し
- （2） 店舗リフォームの計画図面
- （3） 店舗リフォーム前の現場状況写真
- （4） 店舗リフォームの承諾書（借家等の場合）
- （5） 商工会議所等の推薦書（様式第2号）
- （6） 申請者の市税納税証明書
- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、いちき串木野市商工業者店舗リフォーム補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、必要があると認めたときは、条件を付するものとする。

（補助事業等の内容等の変更）

第9条 規則第7条に規定する補助事業等の内容等の変更は、補助事業に要する対象経費の20パーセントを超える増減が必要な場合及び事業計画の著しい変更があった場合とし、前2条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、店舗リフォームが完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までにいちき串木野市商工業者店舗リフォーム補助金実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 店舗リフォームの領収書の写し
- (2) 店舗リフォーム後の現場状況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現場調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、いちき串木野市商工業者店舗リフォーム補助金交付確定通知書(様式第5号)により通知する。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による交付確定通知を受けた申請者は、いちき串木野市商工業者店舗リフォーム補助金交付請求書(様式第6号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の目的若しくは条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は事業実施について不正の行為があったとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日告示第114号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のいちき串木野市商工業者店舗リフォーム補助金交付要綱第6条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の補助金の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月29日告示第187号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

店舗リフォーム補助対象工事

- (1) 店舗の増築
- (2) 屋根のふき替え、塗装、防水、補修
- (3) 外壁の張替え、塗装、補修
- (4) 内壁、床及び天井の張替え、補修
- (5) 建具及び畳の取替え、補修
- (6) 段差解消工事
- (7) 手すり設置
- (8) 間取りの変更
- (9) 看板の取替え、補修
- (10) 耐震改修工事
- (11) 便所、洗面所及び台所の改修（便器、洗面台及びシステムキッチンの取替えを含む。）
- (12) 老朽電気配線及びコンセント取替（火災防止のための取替えに限る。）
- (13) その他市長が適当と認める工事